

“成年年齢18歳”

若者の消費者被害が増えています！



最近、大学生を中心に、「これからの時代は副業だ」などを合言葉に、「簡単に稼げる」、「ノーリスクで儲かる」と社会経験の乏しい学生を勧誘するマルチ商法が多発しています。

主に友人や先輩など、「断りづらい関係」を利用して近づいてきます。

SNSでの勧誘事例

ある日、中学校の頃の友人から「ビジネスとか興味ない？」というメッセージがインスタグラムのDMに届いた。友人のインスタグラムには、普段から優雅なところに泊まったり、多くの若者と関わっている投稿が多く、もしかするとこのビジネスのおかげなのかもしれないと思い、少し気になったので話を聞いてみた。

友人から、「そのビジネスには高額教材を購入する必要がある。」と言われたので、「学生で支払えない」と断ったが、「消費者金融で簡単に借金できる」、「新たに人を誘えば紹介料が入るから絶対に利益になる」と言われたので、借金して支払った。

このビジネスに関わったら、 お金も、大切な親友も、失うかも・・・



「**ウマイ話**」に乗り、
高額教材を買って**勉強**
したつもりになる

教材を買ったのに
全く稼げない



友達を誘って紹介料
の利益で稼ぐ方に
シフトチェンジ

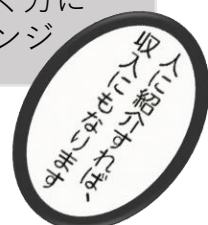
～お金と友達消滅に向けてのロードマップ～

**友達もお金も
なくなった...
こんなはずじゃ...**



残ったのは**多額の借金**
と、抽象的な夢を語る
“**ビジネスマン**”だけ

友達が中々話に乗って
くれず、利益も出ない。
気付いたらSNSを
ブロックされていた！



①勇気をもってきっぱり断ろう！ 一番大事なのは、あなた自身です。

あなたは勧誘されたらどうしますか。「時間がないので…」や「そういうものはあまり分からないので、教わる事が多く迷惑をかけると思います…」など、断り方はいろいろありますが、**勇気をもってきっぱり断りましょう！**
そして、その後は、SNSでの連絡などは取らないようにしましょう。
周りにも、そのようなことがあったと知らせることが出来ればなお良いでしょう。

②万が一、お金を払っても、1人で悩まない！

クーリング・オフや**中途解約**ができる場合があります。
消費生活センターでは、このような相談も受けており、消費生活相談員が助言・情報提供・あっせんを行っています。
来所でも、電話でも、予約不要で受け付けています。
1人で悩むことはせず、気軽にご相談ください。



③怪しいコミュニティを寄せ付けない！ #マルチ商法 で、注意喚起！

1人で悩まないというのはもちろんのこと、怪しいコミュニティを自分の周りに寄せ付けないというのも、被害に遭わないためには重要です。

もし実際に勧誘された経験などがあれば、SNSで **#マルチ商法** のタグを付け、体験談を共有してあげてください。

あなたの大切な親友が騙されるのを、防ぐことができます。

商品やサービスの契約トラブル等は「**鎌倉市消費生活センター**」にご相談ください。

所在地	市役所本庁舎1階	44番窓口
相談受付時間	9:30～16:00	
電話	0467-24-0077	